

## 春日部市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は号に対応する改正後の欄の項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の項又は号を削る。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(助成) 第4条	(助成) 第4条 2 前項の規定による対象こどもに係る一部負担金は、当該各号に定めるところによる。 (1) 満7歳に達する日の属する月の末日までの入院に係る一部負担金（小学校就学義務の猶予に係る者については、就学義務猶予期間の末日までの入院に係る一部負担金） (2) 5歳未満児（満5歳に達する日の属する月の末日までの者を含む。）の外来に係る一部負担金
(助成の <u>方法等</u> ) 第6条 2 前項の規定にかかわらず、市は、対象こどもが市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を受給資格の登録を受けた者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。 3 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格の登録を受けた者に対し、こども医療費の支給があったものとみなす。 4 市長は、第2項の規定により当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託することができる。	(助成の <u>方法</u> ) 第6条

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の春日部市こども医療費の助成に関する条例の規定は、平成19年4月1日以後の医療から適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。